

幼年期における体育の研究II

——教育内容を明確化するために——

平林 宏美

はじめに

幼年期の子どもたちを将来にわたって「体育・スポーツ分野における権利主体（主人公）に育てる」ことは、幼年体育の重要な役割であると考えている。

このような立場で、幼稚園、保育所の体育的活動や小学校低学年の体育学習を創造しようとするにあたって基本的に考えておかなければならないことのなかの「教育内容」（何を指導し、何を学ばせるのか）ということをも明確にすることが小稿のねらいである。

I 問題の所在

1. 体育指導の創造にあたって

体育的活動や体育学習を創造しようとするにあたって明らかにしておかなければならないことは、第1に「どのような価値観や能力や学力をもった子ども像」を描くかということである。第2には、そのような子どもを育てるためには「どのような内容を学習させるのか」ということである。第3には、そのような内容を学習させるための材料として「どのような教材がふさわしいか」ということである。そして、第4には、学習させたい内容を「どのような方法でわからせたり、できさせた

らよいか」ということである。

以上のように「育てたい子ども像」→「教育内容」→「教材」→「方法」の順序でそれぞれを明確にし、体育的活動や体育学習を創造することが重要であると考えている。

しかし、幼稚園、保育所や小学校低学年における幼年期の体育指導においては、「育てたい子ども像や獲得させたい能力」を不明確にしたままであるために「教育内容」が不明確なままにされていることが多いように思われる。その結果として、「教育内容」を教えるための材料としての「教材」が真に妥当性があるのかという検討も不十分になっており、「教育内容の編成→教材配列」という順序を「教材配列→教材解釈と教育内容の付与」という順序になっていることが多いように思われる。

以上のことから幼年期の体育指導の課題として、第1に「育てたい子ども像と獲得させたい能力」を明確にすることと、第2には「教育内容」（学ばせたい中身）を明確にすることが重要であると考えている。

2. 幼稚園教育要領の「改訂」にあたって

幼稚園の教育課程の基準（単に手引書としてのものではなく、法的拘束力のあるもの）としての「幼稚園教育要領」（以下「要領」という）が、1964年（昭和39年）以来25年ぶりに1989年（平成

元年)に「改訂」され、1990年(平成2年)に全面実施された。

「改訂」された新「要領」には、さまざまな問題点があると指摘されているが¹⁾幼児期の体育活動の教育の面についてもいくつかの問題点があるように思われる。

(1)「要領」の変遷と幼児の体育活動

1956年(昭和31年)の「要領」においては「健康」「社会」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域に分かれており、「健康」の領域においては次の5項目が上げられている。

- ① 健康のためによい習慣をつける
- ② いろいろな運動や遊びをする
- ③ 伝染病やその他の病気にかからないようにする
- ④ 設備や用具を大切に扱い、上手に使う
- ⑤ ケガをしないようにする

このうち②に示された「いろいろな運動や遊び」の内容として、次のものがあげられている。

- ・元気にかけたり、とんだり、はねたりする
- ・いろいろな形で歩いたり、走ったり、とんだりする
- ・滑り台、ブランコ、低鉄棒、ジャングルジム、砂遊場、固定園木などで遊ぶ
- ・箱車などの乗物で遊ぶ
- ・縄とび、たまなげ、言葉遊び、おにあそびなどをする
- ・鈴割り、綱引き、たまいれ、簡単なゲームをする
- ・かけっこ、まりなげ、その他いろいろな競争をする
- ・歌や曲に合わせて律動的に動く
- ・正しい姿勢で歩いたり、腰掛けたりする

以上のように幼児にとってふさわしい運動や遊びの内容が具体的に示されている。

1964年(昭和39年)に「改訂」された「要領」

の「健康」領域の「ねらい」は次のようにのべられている。

- ① 健康な生活に必要な習慣や態度を身につける
- ② いろいろな運動に興味をもち、進んで行うようになる
- ③ 安全な生活に必要な習慣や態度を身につける

このうち、②の内容として次のようにのべられている。

- ① いろいろな方法で、歩く、走る、とぶなどの運動をして遊ぶ
- ② いろいろな方法で、投げる、押す、引く、あるいはころがるなどの運動をして遊ぶ
- ③ かけっこ、とびっこ、なげっこ、ならびっこなどをして遊ぶ
- ④ 鬼遊びなど集団的な遊びをする
- ⑤ すべり台、ぶらんこなどで遊ぶ
- ⑥ ボール、綱・箱車などで遊ぶ
- ⑦ のびのびとリズムカルに運動する
- ⑧ いろいろな運動器具の使い方を知り、くふうして使い、また、あとかたづけをする
- ⑨ だれとでも仲良くし、きまりを守って遊ぶ

1989年(平成元年)に「改訂」された新「要領」では、これまでの6領域の「ねらい」と「内容」が「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域とされ、「健康」の領域では「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う観点」から、次のような「ねらい」と「内容」が示されている。

ねらい

- (1) 明るく、伸び伸びと行動し充実感を味わう
- (2) 自分の体を十分動かし、進んで運動しようとする。

内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する

- (2) いろいろな遊びの中で十分体を動かす
- (3) 進んで戸外で遊ぶ
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む
- (5) 健康な生活リズムを身につける
- (6) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする
- (7) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える
- (8) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う
- (9) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方がわかり、安全に気を付けて行動する。

そして、「留意事項」の(2)として「生活の中で興味や関心、能力に応じて全身を使って様々な活動に取り組むことにより、体を動かすことの楽しさを味わい自分の体を大切にしようとする気持が育つようにする。その際、幼児の生活と遊離した特定の運動に偏った指導を行うことのないようにすること」と記述されている。

以上のように、新「要領」においては、旧「要領」の「内容」として示されていた、幼児にふさわしいと思われる運動や遊びが全く示されていない。

(2) 新「要領」の特色と体育指導

新「要領」においては「幼稚園教育の基本」として次のように記述されている²⁾。

「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする。このため、教師は幼児との信頼関係を十分築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育しなければならない。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な

活動を促し幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること

この「幼稚園教育の基本」で述べられていることを身体活動に引きよせていえば、身体活動は、幼児の自主的・自発的な遊びというかたちでなされるべきであり、遊びを通しての指導が中心とならなければならないということになるのであろう。

このことは、従来からの「幼児体育」といった体育指導的な考え方は、幼児に対する運動や遊びの指導としてはふさわしいものではないということの意味しているように思われる。

さらに、前述の「留意事項」の(2)として「幼児の生活と遊離した特定の運動に偏った指導を行うことのないようにすること」を特に記述しなければならない背景として、従来から「幼児の生活と遊離した特定の運動に偏った指導」が行われていたということ、つまり「ゆきすぎた体育指導」に対する抑制であろうとも思われる。それと同時に科学的で民主的な幼児の体育指導に対して歯どめをかけるという状況を生じかねないということも考えられる。

以上、幼稚園の旧「要領」、新「要領」を検討してきたなかで明らかなことは、第1に「将来にわたって体育・スポーツ分野における権利主体者像（主人公像）とかかわった子ども像や獲得されるべき能力」が不明確であるということである。第2には「育てたい子ども像に育てるために学習させるべき教育内容」が不明確であるということである。

II. めざす人間像・子ども像

1 人間像（主体者像）

スポーツ分野における人間像つまり主体者像は、

「スポーツ権にもとづき、国民スポーツの創造にこたえる主体者」であると考えている。そして、スポーツ権を「スポーツ享受の権利」「スポーツ自治の権利」「スポーツ行政保障の権利」の三つの権利であるとも、この三つの権利が全体として保障され、確立されてこそ、国民はスポーツ分野の権利主体になりうるのではと考えている。(「三つの権利論」⁹⁾) また、スポーツの権利主体にふさわしく獲得されるべき能力を学力ととらえ、三つの権利に対応した三つの学力を「技術的・技能的能力」(スポーツを自ら行いうる能力)「組織・運営管理能力」(スポーツを組織し、運営し、管理していく能力)「社会統治能力」(スポーツにかかわる社会科学的認識能力)であり、このことが「国民のスポーツ権」の内実を問う意味で重要であると考えている。(「三つの学力内容論」¹⁰⁾)

また、「スポーツ分野の主体者」が「スポーツ権」を実体あるものにするためには「スポーツ上の不自由さを自覚」し、「その不自由さの基礎が社会にあることを理解」し、さらに理解だけでなく、自ら「欲求=要求の『社会化』への努力」がなされなければならないと考えている。(「スポーツ権の三段階論」¹¹⁾)

以上のように「三つのスポーツ権」とそれに対応した「三つの学力内容」を獲得し、「スポーツ権の三段階」行使のできる主体を「スポーツ分野における権利主体」つまり「スポーツ分野における、めざす主体者像(人間像)」であると考えている。

2 子ども像

前述の「主体者像」は、大人がめざす「人間像」であり「おとな像」であり「おとなが子どもに期待する主体者像」である。

しかし、今日の子どもたちは、成長・発達目標となる主体者像、人間像、おとな像を生き生きと描くことが必要になっているにもかかわらず、

むしろ「歪んだ主体者像」「歪んだ体育・スポーツ観」をもたざるを得ないような状況にあるように思われる。

このような状況とその背景となっている原因を正確にとらえ、「おとながめざす主体者像」と「子どもがめざす主体者像」とを、教育実践をとおして結びつけていかなければならないのではなからうか。

「おとなのめざす主体者像」と「子どものめざす主体者像」のズレのなかで最もズレているのは、スポーツの主体者にふさわしく保障され、確立され、獲得されるべき「三つの権利」や「三つの学力」「スポーツ権の三段階行使権」が「だれにでも」「みんなに」保障され、確立され、獲得されなければ真の主体者になれないという点であろうと思われる。

その背景には、今日の地域・学校の全体系と全生活が「みんな」を破壊し、「みんな」を分断し、そのことによって「みんな」を考えない子どもが育てられ、教育政策の基本的動向がこの方向に向かい、強化されてきていることが考えられる。

このようななかで、出原のいう「体育は、みんながうまくなることを教える教科である」¹²⁾という提起は、きわめて重要である。出原は、「みんながうまくなることを現実のものにし、なんながうまくなることの感動」を共有し、そのための方法を発見し、確認し、さらにその方法を普遍的なものに整理し、カンやコツのレベルから科学的な技術認識「わかる」レベルまで深化させることが重要であるとしている。また、「みんながうまくなること」に対峙する「自分だけがうまくなればよい」という考え方は、社会的に形成されてきたものであるが、この考え方に対する批判やそれを克服するためには、このような考え方がどのように形成されてきたのかを見抜くための社会科学的な認識が求められるとしている。そのうえに立って「みんながうまくなる」ための障害を明確にし、

その障害を克服していくための科学を学びつつ、それを現実の場面で活用できる子どもを育てるために「みんながうまくなることの社会的意味」を教えることが重要であるとしている。

(1) 「うまくなること」と「みんなが」との統一

体育科教育の目標や独自性は「運動文化に関する科学の継承・発展」であると考え、その中でも「うまくなること」「技術的・技能的能力」の獲得を中核として、運動文化のもつ技術性や集団性や社会性をトータルに学習させ、「運動文化に関する科学を科学的に認識」させることによって「組織・運営管理能力」や「社会的統治能力」の育成をめざしている。

つまり、「うまくなること」〈技術的習熟＝「できる」〉とかかわって、「うまくなるための方法」〈うまくなるための技術認識やからだについての科学的認識＝「わかる」〉と「うまくなることの意味や条件」〈うまくなること社会的条件についての科学的認識＝「わかる」〉を深化させることを重視している。

さらに、「うまくなること」にかかわる科学的認識の深化だけでなく、その上に「みんなが」という「冠」を位置づけることが重要であると考えている。つまり、「自分だけがうまくなる」ための科学的認識だけではなく、「ともに学び合う仲間」「ともに生きていく仲間」と「ともにうまくなって」いき、「技術を共有し、共有するための条件」についての科学的認識を共有することの方が大切であるという子どもたちの中に形成することが重要であると考えている。

出原は、「みんながうまくなることの意味を教える」のは、価値観の形成の素である。とし、「自分だけがうまくなること」よりも「みんながうまくなること」の方が価値が高く、自分だけが上達し、「英雄」になったり「他人を蹴落す快感」を感じるよりも「みんなのために役立ったり、み

んなに働きかける喜び」の方が深い喜びを感じられるのだという価値観を形成することであるとしている。また、このように「みんなが『できる』『わかる』ことの学習は、「みんなのために役立つ」「みんなに働きかけることを喜ぶ」ことを生きがいにするような「生き方＝生きる」に発展的に統合されるのだとしている。⁷⁾

このように「うまくなること」の上に「みんなが」を強調する意味は、子どもたちに「みんなが」という「人間的な価値意識」の形成を期待していることである。

つまり、「うまくなること」に関する科学的認識と、「みんなが」という「人間的価値意識」とが統一的に形成された「子ども像」を描いているのである。そして、「運動文化に関する科学的認識」と、それにかかわる「人間的価値意識」を子どものなかに統一的に形成する学習指導の実現が重要であると考えている。

(2) めざす子ども像

前述の視点から小学校卒業までに育てたい子ども像とは、次の三つに集約してよいと考えている。

① 「みんながうまくなる筋道がわかって、できる能力」をもった子ども

「技術的・技能的能力」を「みんなが」という視点で獲得している子ども像を描いており、「スポーツ享受の権利」を「みんなに」という視点で保障し合える能力をもった子ども像を描いているのである。

ここでは、第1に、仲間一人ひとりの技能的・技術的レベルと事実を正確に把握し、その背景を分断し、一人ひとりの欲求、要求を組織していく能力が求められる。第2には、仲間のなかに「うまい・へた」という格差がある事実を「みんながうまくなる」という目標まで高めるための集団的合意と集団思考にもとづいた学習集団としての課題を明確にすることが重要となる。第3には、学習集団としての目標や課題を最も合理的に達成し

ていくための学習内容や学習順序を明確にすることが求められる。第4には、「みんながうまくなっていく」ために技術を分析したり、総合したりする、技術の分析・総合能力が求められる。

② 「みんながうまくなるための学習を組織する能力」をもった子ども

「組織・運営管理能力」を「みんなが」という視点で獲得している子どもであり、「スポーツ自治の権利」を「みんなに」という視点で保障し合える能力をもった子ども像を描いたものである。

ここでは、第1に「みんながうまくなる」ための学習の内容と順序にしたがって、その学習集団の「学習全体計画」を毎時間の学習計画を立案したり、修正、変更する能力が求められる。このことは、学習全体を左右する中心的課題であり、「みんながうまくなる」ための「技術的な筋道をつくる」ことと「学習を組織し、運営する」ことを総合していくために最も重要なことである。具体的には「何を」「何のために」「誰と」「どのように」「どれくらい」練習するのか、また、それが一人ひとりに身についたかをどんなデータをとって、それをどういう視点で分析するとわかるのか、などをグループ会議やリーダー会議、グループ同士の交流などの共同の取り組みが必要とされる。第2に発表会やリーグ戦などを企画、運営することが求められる。子どもたち一人ひとりが、「何を身につけ」「何がわかり」「何ができていないのか」さらに「何がわかり」「何ができていないのか」さらに「みんなが『できる』『わかる』にはどんな課題をもつべきなのか」を自覚することこそ重要となる。

③ 「みんながうまくなるための条件をつくりだしていく能力」をもった子ども

「社会的統治能力」の基礎的な部分を「みんながうまくなる」という視点で獲得している子ども像であり、「スポーツ行政保障請求の権利」の基礎的部分を「みんなに」という視点で保障し合え

る能力をもった子ども像を描いたものである。

ここでは、第1に、自分たちの学習計画に必要な諸条件を認識し、学習に必要な用具を準備することが求められる。第2には、用具、施設、設備の不備が自分たちの学習にとって決定的な要因であることを理解し、要求実現の筋道と方法を知ることが求められる。

3 幼年期に育てたい子ども像

幼年期から小学校低学年までの幼年期において育てたい子ども像は、前述の三つの子ども像の基礎的能力をもった子ども像であると考えている。

(1) 「みんながうまくなる筋道がわかってできる基礎的能力」をもった子ども

この能力をもった子どもに育てるためには「基礎的な運動能力」と「初歩的な技術分析能力」を育てることが求められる。

① 基礎的な運動能力

<1> 身体を支配する能力

身体を自由に支配する能力とは「自分のからだを自由に制御し表現する能力」である。具体的には

a 「姿勢を制御する能力」としてのバランス感覚や逆位感覚や回転感覚や位置感覚などが求められる。

b 「物や人の動きを予測・判断する能力」として、物や人の動く方向や速度を読みとり、自分のからだをそれに対応させる能力が求められる。

c 「スピードやリズムをコントロールする能力」として走、跳、回転するなどのスピードやリズムをコントロールする能力が求められる。

<2> 道具を支配する能力

ボールや道具などを操作する能力が求められる。

<3> 空間を支配する能力

空間を認識する能力が求められる。

② 初歩的な技術分析能力

〈1〉 仲間の技術のうまさや美しさやつまづきを発見することができ、それを言葉で表現する能力

〈2〉 技能のうまくなり方や練習方法が伝えられる能力。

(2) 「みんながうまくなる学習を組織するための基礎的能力」をもった子ども

この能力をもった子どもを育てるためには次の三つの能力が求められる。

① みんなで遊ぶ、楽しい遊びに参加する能力

② 楽しい遊びを仲間に伝える能力

③ みんなで楽しめる遊びを工夫したり、創り出す能力（遊びづくり・ルールづくり）

(3) 「みんながうまくなる条件をつくり出すための基礎的能力」をもった子ども

この能力をもった子どもを育てるためには、自分たちの遊びに必要な用具や器具がわかり、それを準備したり片づけたりする能力が求められる。

III 教育内容

教育内容とは、めざす子ども像を育てるために教師が子どもたちに学習させたい内容、つまり、概念や原理や法則や知識などである。

例えば理科学習においては、「てこ」「てんびん」「食塩水」等は教材であり、教育内容は「力学的法則」や「溶解」や「植物の栄養・成長」などの「科学的概念」である。

しかし、体育学習においては、他教科に比較して教材と教育内容の区別が不明確な場合が多い。

幼年体育における「縄とび」や「鬼遊び」や「マット遊び」などは「教材」であって、いわば「何か」を教えるための素材であり、道具であり、手段であるのにもかかわらず「教材」と「学習内容」の区別と関連が不明確にされたままの状態となっていることが多い。社会的・歴史的に継承さ

れてきた「遊び」は、それがいったん学習活動の中に投入されるとき、「教材」と同時に「教育内容」でもあるという二重の性格を併せもつことになってしまっている。しかし、体育学習が経験主義を脱して科学的に構成されるためには、遊び「で」教える内容（教育内容）が「遊び研究」の成果と方法に依拠して明らかにされる必要がある。このことが明確にされないままであるために、「教材」＝「縄とび」であり「学習内容」＝「縄とび」となり、実際の指導場面においては「遊び」のもつ文化内容と関わりのないままに「態度」や「心構え」、「体力」などを強調してしまうことになりかねないのである。

また「教材」と「学習内容」との区別と関連が不明確であることから、必然的に「単元」と「教材」の関係までも曖昧にされ、その結果、「単元」＝「縄とび」、「教材」＝「縄とび」といった奇妙な現象が起こってしまうのである。

そこで、「単元」「教材」「学習内容」の概念を次のように把握することが妥当であると考えている。

「単元」とは、当該の教材で教え、学ぶべき内容（学習内容）を集約的に表現したもので、それに導かれた教授——学習行動のひとまとまりの単位である。

「教材」とは、歴史的・社会的に存在する素材としてのスポーツや遊び文化に教授学的な改変を加え、学習内容が盛り込まれた教授——学習の材料である。

「学習内容」とは、教え、学びとるべき内容のことで、スポーツや遊びの研究の成果と方法に関する認識的および技術的内容を中心に構成されたものである。

1 教材と学習内容の峻別

「教材」と「学習内容」は、区別されるべきものであり、子どもたちに学ばせたい、あるいは学

ばなければならないと考えられる「何か」(学習内容)があって、その上でそれらをよりよく教え、理解させる目的で「教材」や「教具」が選ばれ、利用されると考えるのが一般的な教育実践の促え方であり、このような関係が「教材」と「学習内容」である「何か」との間に成り立っているということが教科成立の基本的な条件でもある。

ところが、体育実践では、まず教材があって、それを指導するなかで「何を」教えるのかということが考察、追究するという実態がある。つまり「何を」教えるために「縄とび」を選んだのかということよりも、「縄とび」で「どんな技を」教えるのかということに終始している傾向を強くもっていたといつてよい。

理論的には、教科内容や学習内容の明確化や整備や体系化は教材の選択に先行するとはいっても、実際の作業は、教材を学習していくなかで子どもたちが「何を」学んでいるのか、あるいは「何を」学ぶことができるのかということをはっきりと明らかにし、それを基盤にしながらか教科内容や学習内容を明確にし、整備し体系化しつつ、体育実践で「何を」教えるのかということをはっきりとしていくという筋道を辿ることが、まず必要なことではないのだろうか。

そのためにこそ、これまでは「何を」教えてきたのか、また、「何を」教えるべきであるかということをはっきりと問いつつ、教材「を」教えることと、教材「で」教えることの区別と関連を意識的に峻別していく必要があるように思われる。

そこで、幼年体育の教材としての「縄とび」をモデルにして、縄とび「を」教えることと、縄とび「で」教えることの区別と関連をはっきりとさせていきたいと考えている。

2 縄とび「を」教えるにあたって

縄とび「を」教えるにあたっては、縄とびの技術構造と技術認識をはっきりとさせる必要がある。そ

こで、それらについては次のように考えている。

A 技術構造

- (1) 縄とびの技術的特質(独自の面白さ)
縄の回転操作による身体表現
- (2) 縄とびの基礎技術
縄の回転操作を伴う連続とび
- (3) 縄とびをするために必要な縄の回転技術と跳ぶことに関する身体操作
 - ① スピードとリズムのコントロールによる縄の連続回転と協応した連続ジャンプ
 - ② 必要な運動感覚
リズム、バランス、位置を含む空間感覚
 - ③ 技術要素
手首のかえしと連続ジャンプのための脚の使い方

B 技術認識

- (1) 回転する縄に対する予測・判断
- (2) 身体と縄の協応によるスピードとリズムのコントロール

以上は、「縄とび」を指導するにあたって「教える中身」をはっきりとさせるために「縄とびのもつ技術性」の究明、つまり、「縄とびそのもの」について検討し、その技術を子どもたちのものにするために必要な「身体操作」や「縄操作」について検討したものである。

換言すれば「いかにしたら縄とびがとべるようになるか」または「縄をとべるようにするためには、どんなことをどのように指導したらよいか」ということを明らかにしたものであるといつてよい。

しかし、これは「縄とび『を』教える」ためには有効だと思うのであるが、「縄とび『で』何を教えるのか」という課題に接近するためには、やや不十分であると考えたのである。

3 縄とび「で」教えたいこと

縄とび「で」学習させたいことは、「みんなが

表 1

発達の特徴	身につけさせたいこと	わからせたいこと (認識・集団)	技 術	
			縄を使ったあそび	縄を使わないあそび
「自我の芽ばえ」 [自分が自分が] 「自我の充実」 ～しながら ～する [自分と ○○ちゃん] ①ふたつのものを二 次的に比較し、 その違いを認識し 言語化できる 「自制心の形成」 (4歳) ～だけれども ～していく [みんなの中の 自分]	両足ジャンプ・着地 リズミカルなジャン プ な わ と び に つ な が る あ そ び 身体と縄の協応 動作 動く縄に対する予測 判断	まねっこまねっこ 違いがわかる 比べ合いができる 言語化できる あそびを創る楽し さ	縄を使ったあそび みたてあそび 電車 結ぶ ふりまわしあそび 前・後・8の字 (片手・両手) とぶ・くぐる (動く縄を意識して) ヘビ トンバとび 大根切り 宇宙ロケット 前後	とびおり リズムとび 片足とび トンバ ケンパ <2拍子のリズム> まわし
「幼い自己の形成」 (5歳) 見通しをもって ～のために～する [自分も自分 相手も自分] ②ふたつのものを三 次的に比較し、 その違いを認識で きる 「自己の誕生」	自分たちであそび が創れる な わ と び 身体と縄の協応に よるスピード・リズ ムのコントロール	違いを分析し言語 化できる 教え合いができる 伝え合うことがで きる 一緒に遊ぶ楽しさ	長 縄 ・跳ぶ 波跳び ・回し跳び 大波小波 郵便屋さん ・くぐりぬけ その場連続跳び	短 縄 またぎ歩き またぎ走り 走り跳び その場跳び 前2段 前1段

うまくなること」の喜びや感動を学習させることに重点をおき、その上にたつて「みんながうまくなる」喜びや感動を我がものにしていくための方法を学習させ、更に「みんなが共にうまくなること」の方が価値が高いのだということを学習させたいと考えている。

そこで「縄とびのもつ技術性や集団性や社会性」についての検討をするなかで「身につけさせたいこと」や「認識や集団についてわからせたいこと」を明らかにしたものを表にまとめたものが次の表である。

表1の中の「身につけさせたいこと」や「わからせたいこと」を縄とび「で」教えたい内容であると考えているのであるが、子どもたちが、このことを学習するなかで、「縄とび観」や「遊び観」や「練習観」や「能力観」や「友だち観」などの形成の契機になることを願っているのであるが、不十分な部分が多くあると考えている。

そこで、子どもたちの価値感を形成していく契

機となるような「教育内容」や「学習内容」を更に明確にしていくことを今後の課題として考えている。

〈参考・引用文献〉

- 1) 保育研究所編：「どうみる新幼稚園教育要領」，草土文化（1989年）。
- 2) 文部省：「幼稚園教育要領」，1989年，文部省告示。
- 3) 草深直臣：「国民のスポーツ権を体育科教育の任務」，『保健・体育』，民衆社 pp.53～66（1987年）。
- 4) 草深直臣：前掲書。
- 5) 伊藤高弘：「スポーツ権とスポーツ運動」，『体育科教育』，大修館書店，p.14（1975年）。
- 6) 出原泰明：「体育の学習集団論」，明治図書，pp.212～219（1986年）。
- 7) 出原泰明：前掲書。